

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
鉄建建設株式会社	東京都千代田区三崎町2-5-3号	1-001220

2 指名停止措置期間

平成29年3月22日から平成29年4月21日 1か月間

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

鉄建建設(株)及び同社の使用人が、同社の業務に関し、同社の労働者に対し、時間外労働に関する協定に定めた協定時間を超える時間外労働を行わせたとして、平成29年1月10日に大船渡簡易裁判所から労働基準法違反により同社及び当該使用人がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

鉄建建設(株)等が、労働基準法違反で罰金刑に処せられたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第一項及び別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(2)～(3) 略	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111